

保育財源とナショナルミニマム

－ 3歳児15：1と障害児の保育士配置基準を例に－

I はじめに

1) 保育に関する未解明問題

この間、「公立保育所の財源問題に関わる研究会」では、保育の一般財源化とは何か、保育所民営化の財源問題について研究を重ねてきました。しかし、まだ未解明の財源問題として、①3歳児15：1と②障害児の保育士配置基準の二つの問題が、まだ未解明のまま残っています。ここではこの二つの命題について、どうい問題があるのかを追及し、これ以外の未解明の財政問題も取り上げることにします。

今まで私たちは保育とお金の問題について議論してきました。前に取り上げた問題は「一般財源化」でした。それは歳入の問題でした。今回取り扱う保育士の配置基準は歳出の問題になります。つまり経費の問題ということになります。この経費を賄う財源がどうなっているのかを明らかにしていくことになります。

2) 保育に関する情勢の確認

少子化対策は喫緊の課題です。保育に関していうならば待機児童対策となります。そんな中、政府の政策として出てきたのが子ども・子育て支援制度です。しかし、政府政策の議論は保育所をどう充実させるかという目的から始まったのではなく、経済対策の一環として議論が始まったという特徴を持っています。日本経済の深刻な状態の中で、規制緩和を通じて新たな産業分野の形成を強め、それによる経済の活性化、雇用の拡大を目指そうというものです。その結果として公的な制度を解体して、保育所や幼稚園をサービス業として活用できる制度につくり変えようとしてきました。それが、認定こども園制度であったり、小規模保育などの地域型保育だったりするわけです。

それでも待機児童対策には保育環境をよくする側面をもっています。3歳児の15：1の保育士配置基準とか、障害児の保育士配置基準が改善されました。こうした改善には、保護者や保育士から営々と続けられてきた保育をよくする運動があるからです。その一つが名古屋を起点として全国に発信続けている「子どもたちにもう一人保育を！」の運動です。こうした声が全国で共感を呼び、75年も変わっていない配置基準の問題について国会でも多数取り上げられました。

今日の保育に関する焦点は「こども未来戦略方針」です。ここには今後3年間の集中的取組としての「加速化プラン」が具体的な施策としてあがっています。「具体的には、『社会保障と税の一体改革』以降積み残された1歳児及び4・5歳児の職員配置基準について1歳児は6対1から5対1へ、4・5歳児は30対1から25対1へと改善するとともに、民間給与動向等を踏まえた保育士等の更なる処遇改善を検討する。」というものです。しかし、この基準では十分ではありません。「子どもも、保育者も、保護者も」喜び合える保育環境を実現するための大きな運動が益々必要となっています。

3) 保育士配置基準問題を概観<表 I-1参照>

保育士の配置基準について何が問題なのかを概観しておきます。

一つ目は2015年に3歳児の配置基準が20：1から15：1に改善し、財源的に確保されたにもかかわらず多くの自治体で、いまだ15：1の配置基準が実施されていないことです。

二つ目は障害保育に関する保育配置基準問題です。障害児保育に係る職員の加配は、かつては国庫補助負担金制度で障害児4人につき保育士1名の配置での実施でした。それが2003年に一般財源化されて地方交付税制度による財政措置に変わりました。2007年には保育士の配置基準が障害児2人に対して保育士1名に改善されました。2018年には障害児の算定対象が軽度障害までに広がりました。こうした障害児に関する制度改善がすすめられたにもかかわらず、保育所ではその改善が進んでいない現実があります。

こうしたことについて保育関係者のなかで、どこまで周知しているのかということも問題点としてはあるのではないのでしょうか。

表 I-1 地方交付税「社会福祉費補正係数」の算定基礎資料の推移

		2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
		H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
単位費用		7,800	8,470	11,100	12,100	14,500	14,800	15,200	15,400	17,400	18,800
児童一人当たり 所要運営費（公立）	指定都市・中核市	237,261	240,134	476,436	492,960	510,815	521,722	538,528	547,590	568,211	583,294
	その他市町村	118,631	122,506	461,199	486,957	504,681	517,944	534,185	543,166	554,772	569,402
児童一人当たり 所要運営費（私立）	指定都市・中核市	237,261	240,134	256,115	254,233	261,946	265,851	275,360	279,998	298,336	304,279
	その他市町村	118,631	122,506	130,716	137,189	140,862	143,876	149,472	152,018	160,322	161,862
標準団体の公立保育施設在籍人員数（人）		1,520	1,591	643	647	624	610	594	581	572	584
標準団体の私立保育施設在籍人員数（人）				934	956	986	1,008	1,027	1,038	1,055	1,115
標準団体の保育所等における 受入障害児数											
障害児保育に要する 受入障害児一人当たり単価											

⇒施設整備費の一般財源化

⇒保育所運営費の一般財源化

⇒障害児保育に係る職員の加配（一般財源化）

⇒地方交付税措置の拡充
障害児児童2人につき保育士1名に

II 3歳児15：1の保育士配置基準

1) 3歳児15：1の改善が具体化するまでの経過

平成24年8月22日に社会保障改革推進法が成立しました。そこでは社会保障・税一体改革による「社会保障の充実」を掲げています。平成27（2015）年4月「子ども・子育て支援新制度」の成立により、消費税増税による増収分を財源に「質の改善」として「職員配置の改善」を掲げています。「平成27年度 社会保障の充実・安定化について」の中で、「平成27年度における子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の改善」が課題として上げられました。「質の改善」項目には3歳児の職員配置を改善（20：1→15：1）があがっています。財源確保では、消費税率の引き上げにより0.7兆円が確保されました。その中には質の改善として保育士の15：1の配置の改善が含まれています。（以上厚労省ホームページ「社会保障改革」参照）

2) 関係省庁の予算、計画、通達

3歳児15：1の職員配置について、多くの市町村において認識不足がみられます。そこで、関係省庁がどのような認識でいるのかを、政府資料に基づいて明らかにしていきます。政府資料については関係省庁のホームページで確認することができます。資料1は政府資料までのアクセスを示しましたので参照ください。

(1) 厚生労働省関係

毎年、厚生労働省は予算案の概要を出しますが、その中の「平成27年度予算案の概要」を確認してみました。

平成27年度厚生労働省予算案概要

ここでは、平成27年度における「社会保障の充実」関係施策として子ども子育ての充実のために①「量的

(単位：人・円)

2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019		2020	2021	2022
H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元		R2	R3	R4
19,600	20,300	20,500	20,500	21,100	22,300	23,400	24,300		26,500	27,600	27,700
599,845	611,623	630,913	642,790	678,714	769,360	770,589	774,651	2号認定	656,481	661,751	686,704
586,218	597,301	617,353						3号認定	1,446,721	1,402,696	1,478,692
311,245	310,075	318,513	164,101	172,999	195,906	192,647	193,663	2号認定	164,120	165,438	171,676
165,045	157,405	161,581						3号認定	361,680	350,674	369,673
594	588	573	549	574	560	559	531	2号認定	402	403	377
								3号認定	204	202	189
1,150	1,197	1,244	1,318	1,325	1,384	1,426	1,435	2号認定	893	929	937
								3号認定	605	620	620
						41	41		41	41	41
						1,509,000	1,509,000		1,509,000	1,509,000	1,504,207

出所) R4 年度地方交付税制度解説 (補正係数・基準財政収入額篇)

⇒子ども子育て支援法施行

⇒補正係数算式に変化(1)

年齢区分が入る
3歳児配置基準が15:1へ
処遇改善等加算が入る

⇒補正係数算式に変化(2)

実際の受入障害児数で財政措置
障害児保育における受入障害児一人当たり単価が記載される
障害児の算定対象が軽度障害児まで広がる

⇒補正係数算式に変化(3)

加配対象受入障害児数×2の但し書きが入る

拡充(待機児童解消加速化プランの推進)」と②「質の改善」があげられています。その改善事項としてあがっているのが、3歳児に対する職員の改善です。そこには、「認定こども園、幼稚園、保育所における3歳児に対する職員配置を現行の20:1から15:1に改善する」と記載されています。

(2) 内閣府及び子ども家庭庁の確認

子ども子育て支援新制度は内閣府が主導しながら、厚労省と文科省とが一体となって推進してきました。内閣府・文部科学省・厚生労働省は子ども子育て支援新制度の平成27年4月施行に伴い、その啓発・広報資料としてリーフレットを作成しました。それが「子ども子育て支援新制度なるほどBOOK」(平成28年4月改訂版)です。その中をのぞいてみると、幼稚園や保育所、認定子ども園などの職員配置の改善として「3歳の子どもと職員の割合を従来の20人に対して1人から、15人に対して1人とする」とうたっています。

なお、これらの資料は子ども家庭庁設立により内閣府のHPからなくなり、国立国会図書館インターネット資料収集保存事業サイトに移管されています。

(3) 総務省関係

総務省関係では、総務省が作成する地方財政計画と、総務省自治財政局財政課が全国の都道府県財政担当課及び市町村担当課に宛てた事務連絡の二つの文書から3歳児15:1の職員配置に対する対応について確認します。

① 総務省自治財政局財政課『事務連絡』

総務省自治財政局財政課『事務連絡』H27.2.18「平成27年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等」で予算編成上の留意事項として次のように通知しています。

「平成27年度においては、消費税・地方消費税の引き上げによる増収分を活用した社会保障の充実として次の措置を講じることとしており、当該措置に係る地方負担(6,554億円)について地方交付税措置を講じ

ることとしている。」 「(1) 子ども・子育て支援」として「①平成27年4月から施行される 子ども・子育て支援新制度において、市町村が主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図ることとされていること。(2,649億円)」としています。

②平成27年度地方財政計画

平成27年度地方財政計画の概要では「平成27年度の社会保障の充実」で質の改善として消費税・地方消費税の引き上げによる増収分を活用して、子ども・子育て支援新制度の実施（「量的拡充」及び「質の改善」）をあげ、地方交付税措置を講じると記載しています。その主な項目としては「職員配置の改善」をあげています。

(4)参議院事務局関係

3歳児15：1の職員配置問題が国会でどのように決着したかは、参議院調査室作成する『立法と調査』の文書からも見ることができます（参議院調査室作成資料『立法と調査』362号H27.3.2掲載）。この作成資料は「消費税率引き上げ延期による「社会保障の充実」への影響」と題して厚生労働委員会調査室杉山綾子氏がレポートしています。

そこでは次のようにまとめられています。

「子ども・子育て支援新制度については、政府が取り組む「すべての女性が輝く社会の実現」にとって重要であるとの判断から、平成27年4月から予定通り実施するとされた。その結果、消費税増収分を優先的に充てる施策の第一として子ども・子育て支援の充実が挙げられ、平成27年度予算には、市町村計画の実現に必要な「量的拡充」分の予算（3,097億円）及び0.7兆円ベースの「質の改善」全てを実施するための予算（2,030億円）の計5,127億円が計上された。」

つまり、「0.7兆円の範囲で実施する事項」として子ども・子育て会議において整理されたメニューについて、全て実施されるということになります。

(5)愛知県関係の対応

「3歳児15：1」の地方交付税措置について愛知県はどうとらえているのでしょうか。

2023年2月5日の執行の愛知県知事選挙にあたって、自治労連愛知県本部保育所部会は愛知県知事選挙予定交付者大村秀章氏に対して公開質問状を出しました。その中の保育士の配置基準改善について、次のように回答があったので紹介します。

回答：保育士の配置基準の改善については、全国的な課題であり、国が公定価格に位置付け、地方財政措置を講ずるべきと考えております。そのため、県では、国に対して保育士の配置基準の改善や、それに伴う財源の確保について独自に要望を行っております。市町村に対しては、公立保育所に係る「3歳児15：1」が地方交付税で措置されている旨を周知しております。また、県が実施する「一歳児保育実施費」については、堅持に努めてまいります。

(6)まとめ：「質の改善」の3歳児15：1

「職員配置の改善」は地方財政制度のシステムからして、厚労省での国庫補助金による交付と、総務省による地方交付税措置が実施されて完結します。したがって、厚生労働省で予算措置と地方財政計画での地方交付税措置が確認されたということは、保育所における3歳児に対する職員配置を20：1から15：1に改善できる財源確保がされたことを示すものです。また、県の負担も愛知県は実施していることが確認できています。つまり、私立保育所の負担割合である国の1/2負担、県の1/4負担が実施されているので市町村の1/4負担も実施されているということになります。そして市町村の1/4負担は地方交付税措置されています。

また、公立の場合の保育所運営費は全額一般財源で賄うので地方交付税による交付税措置がされているといえます。

3)地方交付税措置の確認

(1)単位費用と補正係数の変化

それまでの単位費用には年齢区分による経費の算出が、どのように行われていたかを確認することはできません。しかし、3歳児15：1を実施するに当たり「質の改善」として経費の見直しをしなければならず、その見直しを新たに年齢区分係数を出すことによって補正がされたと解釈できます。

(2)3歳児15：1の保育士配置に関する市町村の実態は

15：1の配置改善については、公立と民間の場合とでは、自治体の財政状況でも実施状況でも違いがあるので分けて考えてみます。

①公立保育所の場合

15：1の3歳児配置改善のための財源は全額、地方交付税による財源措置でまかなわれます。地方交付税は一般財源なので、自治体にとっては何にでも使える財源ということで、15：1の配置改善へ充てられないことが危惧されます。その結果として次に述べる内閣府の調査による全国実施状況に表れているといえます。職員配置の改善について内閣府の調査による全国実施状況（公定価格の「加算」として）では公立保育所では28.3%の実施となっています。

実施状況を愛知県の例でみると、公立保育所で3歳児の配置基準を15：1で実施しているのは碧南市、刈谷市、豊田市の3市のみです（表Ⅱ-1：自治労連愛知県本部による愛知県内54市町村の配置基準調査）。18：1の基準で実施しているのが岡崎市、犬山市です。

表Ⅱ-1

愛知県の3歳児保育士配置15：1の実施状況

配置基準	市町村名
15:1	碧南市、刈谷市、豊田市
18:1	岡崎市、犬山市

出所：あいち保育研究所「あいちの保育問題資料集」2022年度版（2023年3月発行）から自治労連愛知県本部作成

②民間保育所の場合

民間の保育所の場合の自治体の歳入は国庫補助負担金と地方交付税の財政措置が財源となります。職員配置の改善について内閣府の調査による全国実施状況（公定価格の「加算」として）では民間保育所では89.3%が実施となっています。民間の場合は歳入面では国庫補助負担金と地方交付税による財政措置が行われます。国庫補助負担金は使い道が指定されることもあり、公立に比べて実施率が高いのではないかと考えられます。

Ⅲ 障害児の保育士配置基準

1) はじめに

障害児保育に係る職員の加配制度の経過を令和5年度障害者白書（内閣府作成）から見ていくことにします。この白書では5つの時期にわけて、その改革を述べています。改革の内容については厚生労働省や内閣府の会議資料、総務省の地方財政計画に関する通達などを参考にまとめてみました。

地方交付税関係に関しては、各年度の『地方交付税制度解説（補正係数・基準財政収入篇）』『地方交付税制度解説（単位費用篇）』地方財務協会（以降、二つの文献を「地方交付税制度解説」と呼ぶ）及び名古屋市の「地方交付税算定台帳」及び「普通交付税、地方特例交付金等及び臨時財政対策債発行可能額算出資料」（以降、「地方交付税算出資料」と呼ぶ）を参考にしました。

2) 障害児保育の保育士配置基準の経過<資料2参照>

—5つの時期にみる改善経過

関係省庁での変化については厚生労働省や内閣府での会議資料から改善の変化を見ていきますが、引用した文章についてはカギ括弧をつけました。また、地方交付税関係の変化は地方財政計画や地方交付税制度解説で確認しました。

(1) 昭和49年度（1974）

—国庫補助金による障害児保育事業

平成15年度以前でも障害児保育事業において、保育所に保育士を加配する事業を実施していました。その内容は、「昭和49年度から平成14年度まで、障害児保育を行う保育所に対し、特別児童扶養手当支給対象児童4人に対し保育士を1人配置できるよう、補助を行っていた」というものでした。

(2) 平成15年度（2003）

—障害児保育に係る職員の加配（一般財源化）

① 関係省庁での変化

障害児保育に係る職員の加配制度が地方交付税により財政措置されるようになりました。すなわち障害児保育に係る保育士の加配制度の一般財源化です。その内容については「平成15年度以降、当該事業が一般財

源化され、特別児童扶養手当支給対象児童4人につき保育士1人の配置を地方交付税対象とした地方財政措置を行うこととなった」というものです。なお、公立保育所の保育所運営費の一般財源化は翌年度の平成16年度からになります。

② 地方交付税関係の変化

障害児保育に係る職員の加配は一般財源化で地方交付税措置がされました。しかし補正係数には保育士の加配に関する補正は行われていません。ということは、加配に関する費用は単位費用に措置されたということになります。

(3) 平成19年度(2007)

—地方交付税措置の拡充

① 関係省庁での変化

厚生労働省平成18年度全国児童福祉主管課長会議の資料には「平成19年度、障害の程度が重い児童以外にも特別な支援が必要な児童が、保育所に多数受け入れられていたことから、地方交付税の算定対象を軽度障害児に広げ、特別な支援が必要な児童2人に対し保育士1人の配置とする要望を行い、地方交付税を拡充した」と述べています。地方交付税の算定対象は今までは重度であったものを、それを軽度障害児までに広げることと、特別な支援が必要な児童2人に対し保育士1人の配置とすることとしたということです。

② 地方交付税関係の変化

厚労省関係で上記のような変化が見られましたので、平成18年度(2006)と平成19年度(2007)の地方交付税制度解説で補正係数に関する算式を確認してみましたが、「保育所分」の補正係数や算定式などで、それらの変化を見ることはできませんでした。障害児保育に係る保育士の加配については平成15年度で確認したように一般財源化により単位費用に加算されています。したがって今年度の児童2人に保育士1人の配置することと、軽度障害児までに広げることによって生じる増額した費用は単位費用で措置されたということになると理解します。

(4) 平成30年度(2018)

—実際の受入障害児数で財政措置

① 関係省庁での変化

2018年度から障害児の受入及び保育士の配置の実態を踏まえ、地方交付税の措置額は約400億円から約880億円に拡充しました。包括算定経費(人口より算定)と個別算定経費(保育所財政児童数より算定)により交付していたものを、個別算定方式に一本化し、算定方法を受入障害児数による算定に変更しました。

② 地方交付税関係の変化

この年から実際の障害児数での地方交付税措置が行われるようになりました。算式は前年までは公立と私立の保育所入所児数で算出していたものに、受入障害児数での算出もプラスしての算式に変わりました。そのことにより、人口10万人の標準団体の保育所への受入児童数が41人、障害児保育に要する受入障害児1人当たり単価が1,509,000円と算式の符合の中で明示されるようになりました。

また、障害児の算定対象が軽度障害まで広がりました。

(5) 令和2年度(2020)

—加配対象受入障害児数×2の但し書きが入る

① 関係省庁での変化

「実際の受入障害児数」にたいして2020年度から、但し書きが入りました。この但し書きは、「実際の受入障害児数」に対して「障害児保育のための加配職員数に2を乗じた数(以下「加配対象受入障害児数」という。)を上回る場合」は「加配対象受入障害児数」を優先するということになります。

② 地方交付税関係の変化

この年から受入障害児数の算出に上記のような但し書きが入りましたが、密度補正での算式には変化はありませんでした。

3) 障害児加配に関する基準財政需要額の算出

前節で今日の障害児一人に対する保育士配置基準が明らかになりました。それは地方自治体への国の財政措置の経過でもあったわけです。その財政措置は一般財源化されています。つまり、地方交付税としてどのように財源措置がされているかを見なくてはなりません。そのためには基準財政需要額としてどのように反

映しているかを見る必要があります。

そこで、まず基準財政需要額の算出方法を確認しておきます。

(1) 基準財政需要額の算出方法の確認

障害児に関する「基準財政需要額」の算出方法を確認します。その算式は次の通りです。

$$\text{基準財政需要額} = \text{単位費用} \times \text{測定単位（人口）} \times \text{補正係数}$$

①単位費用

ここでの単位費用は社会福祉費の単位費用を用います。令和4年度の場合の社会福祉費の単位費用は27,700円です。

(注) 社会福祉費には児童福祉費や障害福祉費、母子父子寡婦福祉費などがありますが、それに係る経費としては社会福祉の括りでしか確定値が示されていません。障害児保育に関する費用は児童福祉費に含まれてきますが、障害福祉費も障害児に係る費用も単位費用としての確定値として把握することはできません。

②測定単位

測定単位は社会福祉の場合は市町村の人口になっています。

③補正係数

補正係数の算出方法は表Ⅲ-1の算式により算出します。

そこで、次にこの算式をつかって補正係数を算出する方法を明らかにしていきます。

(2) 補正係数の算出方法<表Ⅲ-1参照>

表Ⅲ-1は令和4年度の「施設型給付費（2・3型認定子ども）分」の補正係数を算出する算式から障害保育児分のみを抜き出した算式です。まず、この算式に必要なデータを確認します。

①必要なデータの取得方法

必要なデータは市町村の人口と「受入障害児数」と「障害児保育のための加配職員数値」です。これらのデータは各市町村が作成する地方交付税算定台帳に記載されています。人口は台帳の1面の社会福祉欄補正前の数値(A)です。「受入障害児数」と「障害児保育のための加配職員数値」は台帳の2面にある「各種補正に用いた数値等」欄に記載されています。

表Ⅲ-1 障害児保育の加配職員数に関する補正係数の算式

出所) R4年度地方交付税制度解説(補正係数・基準財政収入額篇)

$$\begin{aligned}
 &= \frac{1}{A \times 27,700} \times \left[\left((B\text{障} + C\text{障}) - 41\text{人} \times \frac{A}{100,000\text{人}} \right) \times 1,504,207\text{円} \right] \\
 &= \left[\frac{(B\text{障} + C\text{障}) \times 100}{A} - \frac{41\text{人} \times A \times 100}{A \times 1000 \times 100} \right] \times \frac{1,504,207\text{円}}{27,700 \times 100} \\
 &= \left[\frac{(B\text{障} + C\text{障}) \times 100}{A} - 0.041\text{人} \right] \times 0.543 \\
 &\qquad\qquad\qquad (\text{ア}) \qquad\qquad\qquad (\text{イ}) \qquad\qquad\qquad (\text{ウ})
 \end{aligned}$$

R4年度地方交付税制度解説

A	当該団体の人口
27,700円	社会福祉の単位費用
B障	保育所及び幼保連携型認定子ども園に係る障害児受入人員数
C障	公立の幼稚園型認定子ども園及び公立の地方裁量型認定子ども園等に係る障害児受入人員数
B障 + C障	=障害児受入人員
41人	標準団体の保育所等における受入障害児数
100,000人	標準団体の人口
1,504,207円	障害児保育にとウする受入障害児一人当たり単価
0.543	= 1,504,207円 / (27,700 × 100)

②算出する「補正係数」の性質

「補正係数」の算式は表Ⅲ-1ですが、この算式は何を表すか、その性格を確認しておきましょう。表Ⅲ-1の元々の式は次の通りです。

$$\text{密度補正係数} - 1 = \text{算式} \quad \rightarrow \quad \text{密度補正係数} = 1 + \text{算式}$$

この式から算式は、障害児受入人員の密度による補正であるという性質を持ち、その補正値は人口10万人の標準都市に比べてプラス、マイナスの数値として表されるということになります。つまり算式から算出される数値が「補正係数」となりますが、この「補正係数」を使用して算出する基準財政需要額は次の式になります。

$$\text{市町村の人口} \times 27,700 \text{円 (単位費用)} \times \text{「補正係数」} = \text{「基準財政需要額」}$$

したがって、この「補正係数」を使用して算出する「基準財政需要額」の性質は人口10万人の標準都市に比べてのプラス、マイナスの基準財政需要額ということになります。

非常に回りくどい説明になりましたが、算出する「補正係数」の性質がわかったところで、この「補正係数」を算出する方法を次で解説することにします。「補正係数」を算出する方法は表Ⅲ-1の算式になります。表の算式の中の(ア)(イ)(ウ)を算出すれば障害児保育に関する「補正係数」がわかります。そこで次に(ア)(イ)(ウ)の算出方法を明らかにしましょう。

③補正係数算式の算出方法

ア) 受入障害児数 (ア)の算出方法

まず、(ア)を算出するためには「受入障害児数」を明らかにしなければなりません。このことについては2020年度から、但し書きが入りました。この但し書きとは、「実際の受入障害児数」に対して「障害児保育のための加配職員数に2を乗じた数を上回る場合」は「加配対象受入障害児数」を優先するという条件のことです。

このことについて、名古屋市と岡崎市を例にして「受入障害児数」を算出してみましょう。「実際の受入障害児数」と「障害児保育のための加配職員数」は先にも述べたように両市の地方交付税算定台帳からデータで確認できます。

名古屋市の場合：名古屋市の「実際の受入障害児数」は2,244人、「障害児保育のための加配職員数」は470.5人なので加配職員数×2を乗じた数は941.0です。この場合は「加配対象受入障害児数」を優先して941.0人を採用することになります。

岡崎市の場合：岡崎市の「実際の受入障害児数」は299人、「障害児保育のための加配職員数」は151.8人なので加配職員数×2を乗じた数は303.6です。この場合は「実際の受入障害児数」を優先して299.0人を採用することになります。この数値に100を掛けて人口で割ったものが(ア)になります(小数点以下3位未満四捨五入)。

イ) 標準団体の障害児受入人員の係数(イ)の算出方法

イの数値は標準団体の障害児受入人員41人を1,000で割った数値です。

$$41 \div 1,000 \text{でイは} 0.041 \text{です。}$$

ウ) 受入障害児の単価係数(ウ)の算出方法

ウの数値は「障害児保育に要する受入障害児の一人当たり単価」を単位費用×100で割った数値です(小数点以下3位未満四捨五入)。

$$1,504,207 \div (27,700 \times 100) \text{でウは} 0.543 \text{です。}$$

④「補正係数」の算出方法

各市町村の(ア)(イ)(ウ)が分かったことにより標準団体との補正係数の差を求めることができます。

その算式が表Ⅲ-1の(ア-イ)×ウ=エです(小数点以下3位未満四捨五入)。

$$[(\text{市町村の障害児数}) \times 100 / (\text{市町村の人口})] - 0.041 \text{人} \times 0.543$$

⑤標準団体との補正係数の差から「基準財政需要額」の算出

こうして算出した「補正係数」を基に各市町村の「基準財政需要額」を算出することができます。

$$\text{基準財政需要額の差} = \text{市町村の人口} \times 27,700 \text{ (社会福祉の単位費用)} \times \text{補正係数の差}$$

(3) 標準団体との補正係数の差から求めた「基準財政需要額」と何か

上記の方法で「基準財政需要額」を算出できることがわかりました。それではこの「基準財政需要額」は何を意味するのかを再度確認しておきます。

この「基準財政需要額」は人口10万人の標準都市と比較した中で算出した数値だということです。残念な

から障害児受入人員に関する基準財政需要額は算出することはできません。しかし、この「基準財政需要額」から各市町村の障害児保育に対する地方交付税措置額がどの程度あるのかを推測することができます。障害児保育政策を財源面から考察することができるということです。

(4) 愛知県下市町村の障害児加配に関する「基準財政需要額」を算出

地方自治体の障害児加配に関する「基準財政需要額」は、各市町村の地方交付税算定台帳があれば算出することができます。地方交付税台帳には「受入障害児数」と「障害児保育のための加配職員数」のデータが記載されているからです。

章末表Ⅲ-2は愛知県下市町村の地方交付税算定台帳のデータを基に算出した2022（R4）年度の障害児加配に関する自治体別「基準財政需要額」の比較表です。この表から愛知県下市町村の障害児保育の特徴を分析してみましょう。

① 愛知県内自治体の受入障害児数

まず、各市町村の受入障害児数と人口10万人の標準団体の受入障害児数41人とを比較してみます。各市町村の受入障害児数を人口10万で換算してみました。それが表Ⅲ-2の「（参考）人口10万人換算」欄に示したものです。この表からわかることは次のことです。

この表の数値が41人より低い自治体は標準団体よりも受入障害児数が少ないことを表しています。愛知県内では津島市や豊田市など14自治体になります（表Ⅲ-2の濃いセル）。逆に受入障害児数が標準団体の41人よりも多い自治体は39自治体もありました。また、受入障害児数が標準団体の41人の倍に当たる82人以上の自治体はというと知多市を始め26自治体にもなります。本来、標準団体ですので41人という数字は全国の市町村の平均です。そのことを考えると愛知県内自治体の事例は総じて標準団体の41人よりも少ないという印象です。

② 愛知県内市町村の「基準財政需要額」比較

章末表Ⅲ-2の愛知県内市町村の障害児加配に関する「基準財政需要額」にはマイナスとなる市町村を見かけます。マイナスになるということは人口10万の標準都市と比較しての数値だからです。つまり標準都市と比較して受入障害児数や障害児保育のための加配職員の配置数が少なければマイナスになります。多ければプラスになります。その差を基準財政需要額として表したのが障害児加配に関する「基準財政需要額」ということになります。

そこで愛知県内市町村の受入障害児数や障害児保育のための加配配置数、障害児加配に関する「基準財政需要額」を検証しながら各市町村の障害児保育の特徴を見ていくことにします。

ア) 「基準財政需要額」がマイナスの自治体

名古屋市の場合：受入障害児数は人口10万人の標準団体の41人に比べ倍以上の受入をしているものの、障害児保育のための加配配置数が少ないため、「基準財政需要額」がマイナスとなっています。受入障害児数に対して保育士配置基準の2：1を実施することが問われているといえます。そうすれば受入障害児数が標準団体よりも多いので基準財政需要額は3千500万円のマイナスではなくプラスに転じることができるはずですが。

清須市の場合：受入障害児数は34名を受入れているものの、障害児保育のための加配配置がされていないので障害児加配に関する「基準財政需要額」はマイナスとなります。基準財政需要額は3千500万円のマイナス

イ) 「基準財政需要額」がマイナスの自治体

豊田市の場合：障害児保育のための加配職員数が325.3人と多くの加配職員を配置しているものの、受入障害児数が少ないためマイナスとなります。しかも受入障害児数は人口10万人換算で20人とかなり少ないので障害児加配に関する「基準財政需要額」は1億2,868万3,951円という多額のマイナスとなっています。

安城市の場合：受入障害児数が28人と少なく、人口10万人換算でも15人と少ないので「基準財政需要額」は7,290万2522円という多額のマイナスとなっています。

ウ) 「基準財政需要額」がプラスの自治体

岡崎市の場合：受入障害児数が299人と多く、それ以上に加配職員数も151.8名と多いので「基準財政需要額」は2億1,309万8,316円と大きくなって多額のプラスとなっています。

刈谷市の場合：受入障害児数が299人と多く、それ以上に加配職員数127名と多いので「基準財政需要額」は1億8,323万1,677円という多額のプラスとなっています。

武豊町の場合：受入障害児数は232名と多く、県下でも人口10万人換算での533人は一番多い受入障害児数

です。したがって、「基準財政需要額」も1億2,782万7,467円という多額のプラスとなっています。

エ) 自治体別「基準財政需要額」比較をして

財源としては無視できない多額な金額となるにもかかわらず受入障害児数や障害児保育のための加配職員数は自治体ごとに集計のバラつきが見られます。財政担当と保育担当の意思の疎通が必要です。地域の障害児保育をどのようにすすめるかということを経済問題から見ていくことにも注目してすすめてもらいたいものです。

4) 障害児加配に関する市町村の歳入状況と実態

地方交付税の算定方法は受入障害児数と障害児保育のための加配職員数が算定の根拠となっています。その場合の数値は公立と私立の別なく合計数で算定しています。したがって私立保育所の場合は市町村から障害児保育についての補助金が交付されることになります。

障害児保育に関する事業は一般財源化されています。一般財源化ということは、自治体としては何に使っても自治体の裁量だという間違った考えが保育所運営費でもみられました。障害児加配についても、市町村でどのように運用されているかは注視する必要があります。

重要なことは、この障害児加配の制度が市町村や私立保育所の事業者に周知されているかが問題となります。障害児保育は障害児に対する保育士配置基準が2:1となっていますが、公立でも基準を満たしていない市町村が見受けられます。**表Ⅲ-3**は自治労連愛知県本部の調査による愛知県内障害児保育の実施状況です。

また、私立保育所の運営に関しては障害児加配の事業を自治体がどのように実施しているかにも注視して見ていくことが必要です。

表Ⅲ-3 愛知県内障害児保育の実施状況（先進事例）

市町村	配置基準
岡崎市	障害児 1～3:1（障害の程度による）、準障害児 6:1
豊田市	3:1を基本に、障がい児の状況により 1:1
犬山市	基本的には 2:1、子ども状況によっては 1:1
大府市	加配の必要性を判定した結果 1:1～3:1
岩倉市	国が示している 2:1
弥富市	発達の程度によって、2:1または 1:1
扶桑町	障害児の特性や手帳の有無等をみて 1:1～2:1
大治町	おおむね 2:1
武豊町	3:1を基本に、状況により 1:1

出所) 自治労連愛知県本部調べ

表Ⅲ-2

2022(R4)年度の障害児加配に関する自治体別基準財政需要額比較

注) この表にある「基準財政需要額」は人口10万人の標準都市と比較した中で算出した数値です。残念ながら障害児受入人員に関する基準財政需要額は算出することができません。

	ア三 (d) × 100 人口										イ二 1,000 標準団体の受入障害児数		ウ二 障害児一人当たり単価 (単位費用 × 100)		エ二 (ア-イ) × ウ 標準団体との 修正係数の差 (C)	オ = A × B × C 障害児加配に関する 「基準財政需要額」 (単位:円)		
	受入障 害児数 (a)	(参考) 人口 10万人 換算	障害児保 育のため の加配職 員数 (b)	(b) × 2 (c)	基本はa 但しa > c の場合はC		人口 (A)	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ				
					基本はa 但しa > c の場合はC (d)	イ											ウ	エ
名古屋市	2,244	96	470.5	941.0	941.0	2,332,176	0.040	41	0.041	1,504,207	27,700	0.543	△ 0.001	△ 64,601,275				
豊橋市	371	100	99.0	198.0	198.0	371,920	0.053	41	0.041	1,504,207	27,700	0.543	0.007	72,115,288				
岡崎市	299	78	151.8	303.6	299.0	384,654	0.078	41	0.041	1,504,207	27,700	0.543	0.020	213,098,316				
一宮市	258	68	91.6	183.2	183.2	380,073	0.048	41	0.041	1,504,207	27,700	0.543	0.004	42,112,088				
瀬戸市	102	80	33.1	66.2	66.2	127,792	0.052	41	0.041	1,504,207	27,700	0.543	0.006	21,239,030				
半田市	85	72	26.0	52.0	52.0	117,884	0.044	41	0.041	1,504,207	27,700	0.543	0.002	6,530,774				
春日井市	334	108	118.0	236.0	236.0	308,681	0.076	41	0.041	1,504,207	27,700	0.543	0.019	162,458,810				
豊川市	193	105	140.4	280.8	193.0	184,661	0.105	41	0.041	1,504,207	27,700	0.543	0.035	179,028,840				
津島市	20	33	10.0	20.0	20.0	60,942	0.033	41	0.041	1,504,207	27,700	0.543	△ 0.004	△ 6,752,374				
碧南市	79	109	38.2	76.4	76.4	72,458	0.105	41	0.041	1,504,207	27,700	0.543	0.035	70,248,031				
刈谷市	186	121	127.0	254.0	186.0	153,834	0.121	41	0.041	1,504,207	27,700	0.543	0.043	183,231,677				
豊田市	86	20	325.3	650.6	86.0	422,330	0.020	41	0.041	1,504,207	27,700	0.543	△ 0.011	△ 128,683,951				
安城市	28	15	27.2	54.4	28.0	187,990	0.015	41	0.041	1,504,207	27,700	0.543	△ 0.014	△ 72,902,522				
西尾市	23	14	70.3	140.6	23.0	169,046	0.014	41	0.041	1,504,207	27,700	0.543	△ 0.015	△ 70,238,613				
蒲郡市	74	93	23.8	47.6	47.6	79,538	0.060	41	0.041	1,504,207	27,700	0.543	0.010	22,032,026				
犬山市	38	52	7.4	14.8	14.8	73,090	0.020	41	0.041	1,504,207	27,700	0.543	△ 0.011	△ 22,270,523				
常滑市	101	172	57.0	114.0	101.0	58,710	0.172	41	0.041	1,504,207	27,700	0.543	0.071	115,464,957				
江南市	133	135	36.0	72.0	72.0	98,255	0.073	41	0.041	1,504,207	27,700	0.543	0.017	46,268,280				
小牧市	93	62	62.1	124.2	93.0	148,831	0.062	41	0.041	1,504,207	27,700	0.543	0.011	45,348,806				
稲沢市	114	85	41.0	82.0	82.0	134,751	0.061	41	0.041	1,504,207	27,700	0.543	0.011	41,058,630				
新城市	3	7	-	0.0	3.0	44,355	0.007	41	0.041	1,504,207	27,700	0.543	△ 0.018	△ 22,115,403				
東海市	122	107	54.0	108.0	108.0	113,787	0.095	41	0.041	1,504,207	27,700	0.543	0.029	91,405,097				
大府市	25	27	43.7	87.4	25.0	93,123	0.027	41	0.041	1,504,207	27,700	0.543	△ 0.008	△ 20,636,057				
知多市	69	82	26.2	52.4	52.4	84,364	0.062	41	0.041	1,504,207	27,700	0.543	0.011	25,705,711				
知立市	141	195	51.6	103.2	103.2	72,193	0.143	41	0.041	1,504,207	27,700	0.543	0.055	109,986,036				
尾張旭市	63	76	30.1	60.2	60.2	83,144	0.072	41	0.041	1,504,207	27,700	0.543	0.017	39,152,510				
高浜市	89	193	35.0	70.0	70.0	46,106	0.152	41	0.041	1,504,207	27,700	0.543	0.060	76,628,172				
岩倉市	33	69	14.5	29.0	29.0	47,983	0.060	41	0.041	1,504,207	27,700	0.543	0.010	13,291,291				

	ア = $((d) \times 100)$										イ = $\frac{\text{標準団体の受入障害児数}}{1,000}$	ウ = $\frac{\text{障害児一人当たり単価}}{\text{(単位費用} \times 100)}$	エ = $(ア - イ) \times ウ$	オ = $A \times B \times C$	
	人口														
	受入障害児数 (a)	(参考) 人口 10万人 換算	障害児保 育のため の加配職 員数	(b) × 2	基本はa 但し a > c の場合はC		人口 (A)		イ						ウ
					(b)	(c)	(d)	ア	イ						
豊明市	105	152	43.6	87.2	87.2	69,295	0.126	0.041	1,504,207	27,700	0.543	0.046	88,295,689		
日進市	83	91	46.2	92.4	83.0	91,520	0.091	0.041	1,504,207	27,700	0.543	0.027	68,447,808		
田原市	58	98	29.0	58.0	58.0	59,360	0.098	0.041	1,504,207	27,700	0.543	0.031	50,972,432		
愛西市	36	59	19.2	38.4	36.0	60,829	0.059	0.041	1,504,207	27,700	0.543	0.010	16,849,633		
清須市	23	34	-	0.0	0.0	67,352	0.000	0.041	1,504,207	27,700	0.543	△ 0.022	△ 41,044,309		
北名古屋	34	39	34.3	68.6	34.0	86,385	0.039	0.041	1,504,207	27,700	0.543	△ 0.001	△ 2,392,865		
弥富市	103	239	29.6	59.2	59.2	43,025	0.138	0.041	1,504,207	27,700	0.543	0.053	63,165,003		
みよし市	31	50	18.1	36.2	31.0	61,952	0.050	0.041	1,504,207	27,700	0.543	0.005	8,580,352		
あま市	124	144	55.0	110.0	110.0	86,126	0.128	0.041	1,504,207	27,700	0.543	0.047	112,127,439		
長久手市	92	153	30.0	60.0	60.0	60,162	0.100	0.041	1,504,207	27,700	0.543	0.032	53,327,597		
東郷町	92	210	21.9	43.8	43.8	43,903	0.100	0.041	1,504,207	27,700	0.543	0.032	38,915,619		
豊山町	7	45	11.1	22.2	7.0	15,613	0.045	0.041	1,504,207	27,700	0.543	0.002	864,960		
大口町	28	115	11.2	22.4	22.4	24,305	0.092	0.041	1,504,207	27,700	0.543	0.028	18,850,958		
扶桑町	42	123	19.7	39.4	39.4	34,133	0.115	0.041	1,504,207	27,700	0.543	0.040	37,819,364		
大治町	7	22	10.2	20.4	7.0	32,399	0.022	0.041	1,504,207	27,700	0.543	△ 0.010	△ 8,974,523		
蟹江町	5	13	12.7	25.4	5.0	37,338	0.013	0.041	1,504,207	27,700	0.543	△ 0.015	△ 15,513,939		
飛島村	6	131	3.6	7.2	6.0	4,575	0.131	0.041	1,504,207	27,700	0.543	0.049	6,209,648		
阿久比町	11	39	2.8	5.6	5.6	28,383	0.020	0.041	1,504,207	27,700	0.543	△ 0.011	△ 8,648,300		
東浦町	11	22	20.0	40.0	11.0	49,596	0.022	0.041	1,504,207	27,700	0.543	△ 0.010	△ 13,738,092		
南知多町	2	12	1.0	2.0	2.0	16,617	0.012	0.041	1,504,207	27,700	0.543	△ 0.016	△ 7,364,654		
美浜町	39	173	8.7	17.4	17.4	22,496	0.077	0.041	1,504,207	27,700	0.543	0.020	12,462,784		
武豊町	232	533	51.3	102.6	102.6	43,535	0.236	0.041	1,504,207	27,700	0.543	0.106	127,827,467		
幸田町	11	26	45.6	91.2	11.0	42,449	0.026	0.041	1,504,207	27,700	0.543	△ 0.008	△ 9,406,698		
設楽町	-	-	-	0.0	-	4,437	-	0.041	1,504,207	27,700	0.543	△ 0.022	△ 2,703,908		
東栄町	-	-	-	0.0	-	2,942	-	0.041	1,504,207	27,700	0.543	△ 0.022	△ 1,792,855		
豊根村	-	-	-	0.0	-	1,017	-	0.041	1,504,207	27,700	0.543	△ 0.022	△ 619,760		

注) ① 補正係数(エ)を算出する算式は表Ⅲ-1を参照ください。

② アは小数点以下3位未満四捨五入。

③ イとウは確定値なので四捨五入問題は関係しません。

④ (a)と(c)の橙色セルは選択された数値です。

⑤ (参考) 人口10万人換算の青色セルは標準都市の受入障害児数41人より少ない自治体です。

出所) 愛知県下市町村の令和4年度地方交付税算定台帳

R4年度地方交付税制度解説(補正係数・基準財政収入額篇)

IV その他の課題

1) 積み残された1歳児及び4・5歳児の職員配置について

(1) 消費税率引き上げによる社会保障・税一体化改革

政府は消費税率引き上げによる社会保障の安定財源確保と制度の充実及び重点化・効率化を同時に実施しようとしています。いわゆる社会保障・税一体化改革です。消費税率は平成26年4月から8%、平成27年10月には10%に引き上げられることが法定されました。平成26年4月には法律の規定どおり消費税率8%への引上げが行われました。続く平成27年10月には消費税率が10%へ引き上げられる予定でした。おりからの、経済不況により、政府は消費税率の引上げを平成29年4月までの1年6か月の延期をきめました。そのため社会保障改革のスケジュールはくるいました。

(2) 消費税率引き上げ延期に伴う社会保障改革スケジュールへの影響

平成27(2015)年4月から子ども・子育て支援新制度が始まります。

消費税の10%引き上げは延長されましたが、政府は「すべての女性が輝く社会の実現」にとって重要であるとの判断から、予定どおり実施されることとなります。また、子ども・子育て支援の充実のためには1兆円超の財源が必要とされ、消費税財源から充当される7,000億円のほか、3,000億円超の確保が必要となります。平成27年度予算では、3,000億円超の財源確保にめどは立っていません。そのため、「0.7兆円の範囲で実施する事項」として子ども・子育て会議において整理されたメニューについては全て実施されることとなったものの、そのメニューに入っていなかったものは実施されませんでした。そのメニューに入っていたのが3歳の保育士配置基準15:1の実施です。

質の改善項目には入ってはいましたが、実施とならなかったのが、1歳児の6:1から5:1への改善と4・5歳児は30:1から25:1への改善でした。

(3) 消費税10%引き上げと積み残しの職員配置改善

消費税10%への引き上げは一時延期されましたが、令和元(2019)年10月には実施されました。

平成24年8月10日の参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会は附帯決議として「幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るためには、1兆円超程度の財源が必要であり、今回の消費税率の引上げにより確保する0.7兆円程度以外の0.3兆円超について、速やかに確保の道筋を示すとともに、今後の各年度の予算編成において、財源の確保に最大限努力するものとする」と盛り込んでいます。このことから、当然のこととして消費税の引き上げにより3,000億円の財源は満たされるものと考えてのが自然ですが、実際には実施されていません。元々、1歳児5人に一人及び4・5歳児25人に一人の保育士配置は市民や保育士から強い要求があったものであるということは政府としても十分に承知していたはずですが、

これらのことから政府が進める社会保障・一体化改革は眉唾物であり、社会保障の充実は消費税引き上げの口実に利用したものと言わざるをえません。

2) 保育士の処遇改善とその他の「質の改善」

(1) 処遇改善加算について

① 処遇改善等加算Ⅲについて

処遇改善加算Ⅲとは令和4年2月から「コロナ対策・新時代開拓のための経済対策」として保育士・幼稚園教諭を対象に3%程度(月額9,000円)の処遇改善を行う財政措置のことです。交付のしくみは、公定価格で、従来の処遇改善と同様に「加算」として位置付けるというものです。

② 処遇改善等加算ⅠとⅡについて

従来は国庫負担金制度として私立保育園に対して「民間施設給与改善費」が国庫補助金制度としてありました。処遇改善等加算Ⅰは、平成27年度に処遇改善等加算Ⅰが導入されています。職員の平均経験年数の上昇に応じた昇給に要する費用や職員の賃金の改善やキャリアパスの構築の取組に要する費用に充てるというものです。処遇改善等加算Ⅱは平成29年度に導入されています。職員の技能・経験の向上に応じた追加的な賃金の改善に要する費用に充てるというものです。

処遇改善等加算Ⅲとはこれら処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱに続いての実施ということでⅢとなっています。また、

公立保育所の場合は処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱの適用からは外されています。

③何が問題か

私立保育所の場合は、経営者の判断として待機児童問題が解消したら、処遇改善加算が減額される可能性があるということで、既に処遇改善加算Ⅰ・Ⅱが導入されたときにも二の足を踏んだケースもあるということも聞いています。処遇改善等加算Ⅲでも二の足を踏んだという傾向がみられました。

公立保育所の場合は、賃金体系が保育職ではなく行政職と同じになっていることから3%程度（月額9,000円）の賃上げが実現していない自治体が多いのが現実です。つまり、処遇改善加算がすべての保育士の賃金改善に向かっていないことが一番の問題です。また、公定価格の加算という仕組みが当事者にはわかりづらいということもあります。ということは私立保育所の経営者や、保育課などの保育の実務を担当する者にとっても誤認する要素をはらんでいるということになります。

(2) その他の「質の改善」について

「質の改善」策としては職員配置の改善以外にも待機児童対策として、多くの対策が取られています。処遇改善策以外では「研修の充実」「小規模保育の体制強化」「地域の子育て支援・療育支援」などが既に実施されていたり、今後実施されていくこととなります。しかし、これらは、本来自治体が地域の実情にあわせて取り組んでいる課題です。それに対して、国がこれほどまでに細かく支援する必要があるのかと疑ってしまいます。いま、待機児童対策としても、少子化対策としても、保育政策として集中して考えることは「保育士の配置基準問題」です。現実にはその他の保育の質の改善策は必要かもしれませんが、これらは地域ごとの実情に合わせて取り組むべき課題です。保育政策としては、総額として財源保障すればよいのであって、具体的な課題は地方自治体に委ねるべきものだと思います。

(3) 加算方式を考える

処遇改善等加算Ⅲやその他の「質の改善」では、実施方法として加算方式を採用しています。加算方式で実施するという事は、実施にあたっては、様々な要件を満たすことを条件とします。元々、国庫補助負担金制度は様々な要件を満たすことを条件としているので、国の政策誘導に乗りやすいこと、地方の補助金詣で（もうで）で政治がゆがめられるということがあって、政治的にも大きな問題になってきました。その点では「保育の一般財源化」は、一面では今までの批判に応えるような意味合いもありました。

一方、地方交付税制度に目を向けると、令和6年度には地方財政対策の概要に、普通交付税の費目として「こども子育て費（仮称）」を創設することがあがっています。これは「社会福祉費」や「その他教育費」のこども・子育てに関する費用を「こども子育て費（仮称）」に関連政策を集中させるというものです。

国庫補助金負担金制度による政策誘導だけでなく今日では一般財源となる地方交付税制度においても、国の意図的な政策誘導が行われていることに注視する必要があります。地方交付税制度は、近年の交付税見直しにおいて財源保障機能から成果主義重視へ方向転換しています。そのため歳出効率化に向けた業務改革でモデルのようなものを基準財政需要額の算定に反映するという「トップランナー方式」を導入するなどの改善を推進してきています。

新たな地方交付税の財政措置では、それが基準財政需要額にどのように反映されるのかということにも関心を払う必要があります。

3) 愛知県の単独事業1歳児保育実施費

愛知県が独自に出している補助金があります。1歳児を5:1以上にすると、それにかかった費用を県支出金として交付するという制度です。これは公立でも民間でも対象となる制度です。この費用は県と市町村が折半して負担します。しかし、それでも実施していない市町村が20もあるという

表IV-2 愛知県の1歳児の保育士配置基準を改善した市町村(県内34市町村)

基準	市町村名
4:1	岡崎市、一宮市、知立市、高浜市、岩倉市、日進市、田原市、長久手市、東郷町
4.5:1	幸田町
4.6:1	豊橋市
5:1	瀬戸市、半田氏、春日井市、豊川氏、碧南市、刈谷市、豊田市、西尾市、犬山市、常滑市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、豊明市、清須市、北名古屋市、大口町、扶桑町、蟹江町、武豊町

出所：あいち保育研究所「あいちの保育問題資料集」2022年度版（2023年3月発行）から自治労連愛知県本部作成

のが現状です。なお、表IV-2は愛知県内における1歳児の保育士配置基準を改善した市町村(県内34市町村)です。表IV-3は愛知県と埼玉県の1歳児保育に対する補助金を比較した表です。参考にしてください。

表IV-3	愛知県と埼玉県の1歳児保育に対する補助金比較	
	愛知県	埼玉県
名称	◆ 1歳児保育実施費	◆ 1歳児担当保育士雇用費
目的	◆ 1歳児に対する保育士の配置を充実するよう人件費を助成することにより、保育体制の充実と低年齢児受入れの促進を図る。	◆ 保育所等において、児童福祉法施行条例に規定する保育士等配置基準のうち、1歳児担当保育士等について、1歳児4人につき1人の割合で配慮し、1歳児入所の需要などに対応する。 ◆ 「埼玉県における今後の保育行政の在り方について」に基づき、3号認定の1歳児4人に対して保育士等1人を配置することにより、 1歳児の心身発達の特性に 応じた 保育の実施 を図る。
内容	◆ 1歳児担当保育士の配置割合を国基準(6:1)より充実させるための人件費(公立・民間保育所)を補助する。	◆ 1歳児の担当保育士を県が定める配置基準(保育士:1歳児=1:4)まで加配する場合の経費を補助する。
実施主体	◆ 市町村(政令市及び中核市を除く)	◆ 市町村(政令市及び中核市を除く)
補助基準	◆ 1歳児受入児童数 × 補助単価 × 12月 ※補助単価は低年齢児受入率 25%以上35%未満:月額 6,000円 35%以上 :月額 11,000円	◆ 1歳児受入児童数 8,025人 × 補助単価 × 12月 (補助単価:月額20,000円)
負担区分	◆ 県1/2(市町村1/2)	◆ 県1/2(市町村1/2)
予算額	◆ 126,642千円(2022年)	◆ 962,890千円(2022年)
出所) 愛知県HPと埼玉県HPから自治労連愛知県本部が作成		

V 実施されない理由を問う

元々、保育所運営費の一般財源化問題について、自治体の保育運営方針などをみると、「公立保育所の場合には補助金がなくなる。公立保育所の財源は市町村の全額負担。」といった解説が見られます。これらは、自治体の地方財政システムに関する誤認からくるものです。

このような誤認は3歳児や障害児に関する保育士配置基準についての財源措置が自治体によっては十分に理解されていないことと通じるものがあります。

地方財政システムの理解が不十分である場合にはどういったことになるのか考えてみましょう。保育所の運営を管理する保育課は自治体の予算を考える場合、歳出については予算確保のための交渉を財政課と行います。しかし、歳入関係、つまり財源問題は予算を確保すれば財政課が確保するという一方で、関心の的にならないのではないのでしょうか。

それに加えて地方交付税制度はわかりにくいのでよりそういった傾向に陥りやすいと思われれます。

するとどういった事態となるのか。財源の問題の理解が弱いと、担当課に対する姿勢も弱くなります。「担当課が予算・人員要求していないのではないか」ということが危惧されます。これでは保育環境の改善が進まないのではないかとということが心配になります。

少子化対策として、保育環境の改善が進んでいるにもかかわらず、その趣旨は理解しても、その財源措置がどうなっているのかを理解していないということでは、保育環境の改善には結びつきません。

ですから、保育関係にたずさわる自治体の皆さんや、保育者や保護者の皆さんにも地方交付税制度を始めとする地方財政システムにぜひ関心を持っていただきたいと思うわけです。

VI 今後の課題

3歳児15：1と障害児2：1の基準について国は財源的には保障しているということは、今まで見てきたように実施していることを確認しました。愛知県も、それを認めて県下市町村に周知しているといわれています。前のV章では自治体を実施しない理由について考えてみたところですが、これを見ていると、国のすることは正義の味方のように見え、市町村は悪の権化でもあるように見えてきます。しかし実際は違います。

市町村が実施しないということには、もっと深い理由があると考えられます。それが超過負担の問題です。

保育の現場では、国の最低保障の基準では保育行政は成り立ちません。したがって、国の基準を上回る体制をしいています。しかし、それを基準で明確にすることをどの自治体も避けようとしています。

国の基準では市民的サービスには不足していることを国に要求することが求められています。それには、その実態を住民にもわかりやすい要求書を作成し市民とともにその運動を強めることが自治体の役割ではないのでしょうか。地方自治体として団体自治を行使する必要があります。

こうした事情から、私たちに求められる課題は2点あると考えられます。一つは児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の引き上げを実現することです、もう一つはナショナルミニマムの算式を明らかにするよう国にもとめ、それを実現することです。

1) 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」を引き上げる課題

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を引き上げる課題とは、児童福祉法から考える必要があります。「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」について児童福祉法第四十五条では次のように規定しています。

第三章 事業、養育里親及び養子縁組里親並びに施設

第四十五条 都道府県は、児童福祉施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。

② 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。

一 児童福祉施設に配置する従業者及びその員数

二 児童福祉施設に係る居室及び病室の床面積その他児童福祉施設の設備に関する事項であつて児童の健全な発達に密

接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

- 三 児童福祉施設の運営に関する事項であつて、保育所における保育の内容その他児童（助産施設にあつては、妊産婦）の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの
- ③ 内閣総理大臣は、前項の内閣府令で定める基準（同項第三号の保育所における保育の内容に関する事項に限る。）を定めるに当たっては、学校教育法第二十五条第一項の規定により文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項並びに認定こども園法第十条第一項の規定により主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項との整合性の確保並びに小学校及び義務教育学校における教育との円滑な接続に配慮しなければならない。
- ④ 内閣総理大臣は、前項の内閣府令で定める基準を定めるときは、あらかじめ、文部科学大臣に協議しなければならない。
- ⑤ 児童福祉施設の設置者は、第一項の基準を遵守しなければならない。
- ⑥ 児童福祉施設の設置者は、児童福祉施設の設備及び運営についての水準の向上を図ることに努めるものとする。

児童福祉施設最低基準を厚生労働省の省令では次のように定めていますので紹介します。

昭和二十三年厚生省令第六十三号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

第五章 保育所

（職員）

第三十三条 保育所には、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある保育所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かななければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上とする。ただし、保育所一につき二人を下ることはできない。

これらの条文は3歳児の職員配置基準を「おおむね20人につき1人以上」としていることを示しています。しかし、この表現には2つの問題点があることを指摘できます。一つは2015年の子ども子育て支援法での改革基準との整合性がありません。二つ目はこの条文の表現には曖昧さがあることです。この条文には「一人以上」と表現しているので間違いではないとも言えますが、それでは、保育所設置者の捉え方も曖昧になります。自治体の態度も曖昧になります。基準を曖昧にしては次の改革にはつながらないのです。元々、この条文には「おおむね」という曖昧な表現が持ち込まれています。この曖昧さは結局は自治体の責任逃れにつながるもので、基準には曖昧さを設けないことが重要です。

2) 地方交付税財政措置でのナショナルミニマムを明らかにする課題

地方交付税の財政措置とはナショナルミニマムに対する措置であることを理解すべきです。

ナショナルミニマムとは一言で言うと国家的最低行政水準のことです。国家が国民に対して保障すべき社会保障や教育、衛生、交通機関などの生活環境を保障する最低限の行政水準ということになります。この水

表V-1 令和4年度（2022）人口10万人の標準都市の保育費用単価

	項目	一般財源 積算内容	児童一人当 りの単価
	人口	100,000人	
	保育所	11か所	
	単位費用	27,700円	
公 立	標準団体の公立保育施設在籍人数（3号認定子ども）	189人	
	公立保育施設に係る児童一人当たり単価（3号認定子ども）自治体全額負担	1,478,692円	1,478,692円
	標準団体の公立保育施設在籍人数（2号認定子ども）	377人	
	公立保育施設に係る児童一人当たり単価（2号認定子ども）自治体全額負担	686,704円	686,704円
私 立	標準団体の私立保育施設在籍人数（3号認定子ども）	620人	
	私立保育施設に係る児童一人当たり単価（3号認定子ども）自治体1/4負担	369,673円	1,478,692円
	標準団体の私立保育施設在籍人数（2号認定子ども）	937人	
	私立保育施設に係る児童一人当たり単価（2号認定子ども）自治体1/4負担	171,676円	686,704円
公私 共	標準団体の保育所等における 受入障害児数	41人	
	障害児保育に要する 受入障害児一人当たり単価	1,504,207円	1,504,207円

出所) 令和4年度地方交付税制度解説（補正係数篇）

準を最も近い形で示しているのが基準財政需要ではないかと考えます。ところがこの基準財政需要額が明確に示されていません。単位費用にはその明細が示されてされていません。しがって、単位費用は数式でもって基準を明確にすべきです。そのためには膨大な資料が必要だと思われませんが、社会福祉費が地方交付税制度の中で一番複雑なので、理解するのに大変だと思ってしまうがちですが、単位費用の根拠となる資料が表に出てれば、逆に理解しやすいのではないかと考えています。

保育所所運営費では新たな補正係数が示される中で、保育所運営に係る費用が明らかになってきました。

表V-1は令和4年度の人口10万人の標準都市の保育費用単価です。この費用単価は今日の保育所運営費として妥当かどうか検証する必要があります。

障害児の費用も示されています。人口10万人の標準都市では受入障害児数を41人としています。この人数は10万人の都市としては少なすぎるのではないかと疑問がわいてきます。障害児保育に要する受入障害児一人当たり単価が1,504,207円だとすると、障害児一人の対する保育士配置基準は2人なので、保育士の人件費はその倍となる3,008,414円となるが、果たしてこの費用は実情に合っているのかどうか疑問がわいてきます。

また、年齢区分係数もH27年度に初めて明示されました。その後の推移を表したのが**表V-2**です。この表の数値には矛盾はないのか、他の制度基準との整合性はあるかどうかを検証すべきです。

こうした実態も明らかにしながらナショナルミニマムの明示化を求める運動も必要となります。

表V-2 年齢区分係数の推移

		2015	2016	2017	2018	2019			2020	2021	2022	<参考>	
		H27	H28	H29	H30	R元			R2	R3	R4	保育士配置基準	4歳以上児を1.000として
年齢 区分係数	0歳児割合	4.126	4.167	4.159	4.162	4.166	3号 認定子ども	0歳児割合	1.699	1.698	1.697	3:1	10.000
	1・2歳児割合	2.437	2.452	2.450	2.451	2.452		1・2歳児割合	1.000	1.000	1.000	6:1	5.000
	3歳児割合	1.169	1.171	1.171	1.171	1.171	2号 認定子ども	3歳児割合	1.193	1.193	1.193	15:1	2.000
	4歳以上児割合	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000		4歳以上児割合	1.000	1.000	1.000	30:1	1.000

※年齢区分係数と保育士配置基準との関連でみると整合性が取れない。

出所) 令和4年度地方交付税制度解説(補正係数篇)

<資料 1>

保育士配置基準関係資料「関係省庁ホームページ」までのアクセスを紹介

◎厚生労働省「平成27年度厚生労働省予算案の概要」へのアクセス

厚生労働省HP>トップページ「政策について」>予算および決算・税制の概要>予算および決算・税制の概要「予算」→各年度予算>予算「予算27年度」>平成27年度「平成27年度厚生労働省所管予算案関係」>平成27年度厚生労働省所管予算案関係「平成27年度厚生労働省予算案概要」>厚生労働省平成27年度予算案の概要→(4P)「平成27年度における社会保障・税一体改革による社会保障の充実・安定化」→(8P)平成27年度における「社会保障の充実」関連施策→(9P)②質の改善「主な質の改善事項」

◎内閣府・厚労省・文科省リーフレット「子ども子育て支援制度なるほどBOOK」へのアクセス

○内閣府HP>トップページ内閣府「内閣府の政策」>暮らし>暮らし「子ども子育て支援」(本政策は令和5年5月1日より子ども家庭庁に移管されました。)→こども家庭庁

○こども家庭庁HP>トップページ「サイト内検索」→政策>政策「政策分野」→2こどもが健やかで安全・安心に成長できる環境の提供「子ども子育て支援制度」>子ども子育て支援制度(最下段へ)→関連サイト→内閣府のウェブサイト(クリック)

○WARP内閣府HP>トップページ「子ども子育て本部」(下スクロール)→子育て支援情報「よくわかる「子ども子育て支援制度」」>よくわかる「子ども子育て支援制度」→リーフレット「子ども子育て支援制度なるほどBOOK」は、こちら>「子ども子育て支援制度なるほどBOOK」(平成28年版)→ページ別A4版全員(印刷用)(PDF形式2144KB)>平成28年4月改訂版「子ども子育て支援制度なるほどBOOK」すくすくジャパン(下スクロール)→(02P)支援の質を向上「幼稚園や保育所、認定こども園などの職員配置の改善」

◎総務省自治財政局財政課『事務連絡』へのアクセス

総務省HP>トップページ「広報・報道」>広報・報道「報道資料」>報道資料一覧→発表日2015年2月18日>平成27年度の地方財政の見通し・その他留意事項等>報道資料はこちらです。>総務省自治財政局財政課『事務連絡』「平成27年度の地方財政の見通し・その他留意事項等」→(15P)「予算編成上の留意事項」の7

◎総務省地方財政計画へのアクセス

総務省HP>トップページ「政策」>政策「地方行財政」→地方財政制度→地方財政計画→関係リンク→2地方財政計画→(2)過去の資料→平成27年度>平成27年度地方財政計画の概要>平成27年度の社会保障の充実について>(11P)「平成27年度社会保障の充実の項目○少子化対策→主な項目」

◎参議院調査室作成資料『立法と調査』362号「H27.3.2」へのアクセス

参議院HP>トップページ→「ご案内」>調査室作成資料→「立法と調査」御覧になる方はこちらをクリックしてください。>調査室作成資料事項別索引から探す方は、下記をクリックしてください。→「社会・環境」>「立法と調査 事項別索引」平成27年発行分→消費税率引上げ延期による「社会保障の充実」への影響362号[平成27年3月2日]掲載>消費税率引上げ延期による「社会保障の充実」への影響

<資料 2>

障害児保育関係の関係省庁会議資料、通達（URLを紹介）

(1) 2023. 6内閣府 令和5年版障害者白書

この70P、第3章社会参加へ向けた自立の基盤づくり 2. 障害のある子供に対する福祉の推進.
URLは以下
<https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/r05hakusho/zenbun/index-w.html>

(2) 2007. 2. 23厚生労働省 平成18年度全国児童福祉主管課長会議資料

これの205枚目、保育課関係の「2. 障害児保育」のところが、2:1になった時の厚労省の資料です。URL
は以下
<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/02/s0223-2.html>

(3) 2014. 1. 24内閣府 子ども・子育て会議資料7 公定価格・利用者負担の主な論点について

これの42枚目（41P）に該当の資料。URLは以下
<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/setsumeikai/h260124/pdf/s7.pdf>

(4) 2018. 1. 25総務省 平成30年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について

これの34枚目（33P）に該当の資料。URLは以下
https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01zaisei02_02000185.html

(5) 2018. 3. 20厚生労働省 平成29年度全国児童福祉主管課長会議 説明資料(2) 保育課関係

これの10枚目（20P）と、67枚目（75P）に該当の資料。URLは以下
<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000199287.html>

(6) 2021. 8. 27厚生労働省 障害児通所支援の在り方に関する検討会【参考資料4】 関連資料

これの3枚目（89P）に該当の資料。URLは以下
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20651.html

資料3-①

【平成14（2002）年度の密度補正算式】

出所）H14年度地方交付税制度解説（補正係数・基準財政収入額篇）

（密度補正-1）

$$= \frac{1}{A \times 7,800} \times \left(B \times \alpha - 1,520 \text{人} \times \frac{A}{100,000 \text{人}} \right) \times C$$

$$= \left(\frac{B \times \alpha \times 100}{A} - 1,520 \right) \times D$$

$$\alpha = \frac{\beta}{109,700} \quad \beta = \frac{(a-b) \times 12 \times 0.25}{c}$$

（注）c=0の場合は $\alpha = 1$ とする。

算式の符合

A	測定単位として用いた当該団体の人口	
B	当該団体の保育所入所人員数（へき地保育所を含む。）	
C	保育所入所人員保育単価（一般財源）、指定都市及び中核市にあつては237,261円とし、指定都市及び中核市以外の市町村にあつては118,631円とする。	
D	指定都市及び中核市にあつては0.304とし、指定都市及び中核市以外の市町村にあつては0.152とする。	
α	算式を参照ください。	
β	算式を参照ください。	
a	前年度支弁額（平成13年10月分）	注）（a-b）は経費から保護者負担分を引いた自治体負担分
b	前年度徴収額（平成13年10月分）	
c	前年度保育所入所人員（平成13年10月分）	
7,800円	単位費用	
1,520人	標準団体に算入されている保育所入所人員	
100,000人	標準団体の人口	
109,700円	前年度保育所入所人員保育単価（市町村負担一般財源年額平均）	
0.25	市町村負担率 2.5/10	

＜平成14年度以前の算式の特徴＞

この算式の単価差は当該自治体の保育所入所人員数と前年度の支払額から利用者負担金を引いたものをかけわせたものになります。この単価差に標準団体の人口の10万人や保育単価、当該自治体の人口との比較の中で補正係数が決まります。この算式が平成15年度以降たびたび変わることになります。

資料3-②

【平成15（2003）年度の密度補正算式】

出所）H15年度地方交付税制度解説（補正係数・基準財政収入額篇）

（密度補正-1）

$$= \frac{1}{A \times 8,470} \times \left\{ \left(B \times \alpha - 1,591 \text{人} \times \frac{A}{100,000 \text{人}} \right) \times C + \left(D - 124 \text{人} \times \frac{A}{100,000 \text{人}} \right) \times E \right\}$$

$$= \left(\frac{B \times \alpha \times 100}{A} - 1,591 \right) \times F + \left(\frac{A}{100,000 \text{人}} - 0.12 \right) \times G$$

$$\alpha = \frac{\beta}{112,000} \quad \beta = \frac{(a-b) \times 12 \times 0.25}{c}$$

（注）c=0の場合はα=1とする。

算式の符合

A	測定単位として用いた当該団体の人口	
B	当該団体の保育所入所人員数（へき地保育所分を含む。）	
C	保育所入所人員保育単価（一般財源）、指定都市及び中核市にあっては240,134円とし、指定都市及び中核市以外の市町村にあっては122,506円とする。	
D	当該団体が措置している知的障害者援護施設措置者数	
E	知的障害者援護施設措置者1人当たりの所要運営費、市にあっては1,233,663円とし、町村にあっては616,832円とする。	
F	指定都市及び中核市にあっては0.284し、指定都市及び中核市以外の市町村にあっては0.145とする。	
G	市にあっては1.457とし、町村にあっては0.728とする。	
α	算式を参照ください。	
β	算式を参照ください。	
a	前年度支弁額（平成14年10月分）	注）(a-b)は経費から保護者負担分を引いた自治体負担分
b	前年度徴収額（平成14年10月分）	
c	前年度保育所入所人員数（平成14年10月分）	
8,470円	単位費用	
1,591人	標準団体に算入されている保育所入所人員数	
100,000人	標準団体の人口	
112,000円	前年度保育所入所人員保育単価（市町村負担一般財源年額平均）	
0.25	市町村負担率 2.5/10	

＜前年度からの変更点＞

平成15年度では算式の中に知的障害者援護施設所措置者分の算式がプラスされました。プラスされただけなので保育所分については何も影響されません。障害児保育に係る職員の加配は一般財源化で地方交付税措置がされましたが、密度補正の算式では保育士の加配に関する補正を確認できませんでした。

資料3-③

【平成16（2004）年度～平成26（2014）年度以前の密度補正算式】

出所）H28年度地方交付税制度解説（補正係数・基準財政収入額篇）

（密度補正-1）＜保育所分＞

$$= \frac{1}{A \times 11,100} \times \left\{ \left(\boxed{B公} \times \boxed{\alpha公} - 643人 \times \frac{A}{100,000人} \right) \times \boxed{C公} + \left(\boxed{B私} \times \boxed{\alpha私} - 934人 \times \frac{A}{100,000人} \right) \times \boxed{C私} \right\}$$

$$= \left(\frac{B公 \times \alpha公 \times 100}{A} - 0.643人 \right) \times D公 + \left(\frac{B私 \times \alpha私 \times 100}{A} - 0.934人 \right) \times D私$$

$$\alpha公 = \frac{\beta}{448,544円} \quad \beta公 = \frac{(a-b) \times 12 \times 1.059}{c}$$

$$\alpha私 = \frac{\beta}{112,136円} \quad \beta私 = \frac{(a-b) \times 12 \times 0.25}{c}$$

算式の符合

A	測定単位の数値（人口）
B公	当該団体における公立保育所入所人員（従来文・追加分）
B私	当該団体における私立保育所入所人員（へき地含む）
C公	児童1人当たり所要運営費、指定都市及び中核市にあっては476,436円とし、その他の市町村にあっては461,199円とする。
C私	児童1人当たり所要運営費、指定都市及び中核市にあっては256,115円とし、その他の市町村にあっては130,716円とする。
D公	指定都市及び中核市にあっては0.429とし、その他の市町村にあっては0.145とする。
D私	指定都市及び中核市にあっては0.231とし、その他の市町村にあっては0.118とする。
a	前年度支弁額（平成15年10月分、公立・私立別）
b	前年度徴収額（平成15年10月分、公立・私立別）
c	前年度保育所入所人員（平成15年10月分、公立・私立別）
100,000人	標準団体の人口
11,100円	単位費用
643人	標準団体に算入されている公立保育所入所人員（単価差を加味せず設定）
934人	標準団体に算入されている私立保育所入所人員（単価差を加味せず設定）
448,544円	前年度公立保育所人員保育単価
112,136円	前年度私立保育所人員保育単価
1.059	従来の国民負担制度の中で私立保育所にのみ適用のあった「民間施設給与費等改善費」に相当する乗率
0.25	市町村負担率 2.5/10

＜前年度からの変更点＞

知的障害者援護施設措置者分が分離しての算定になりました。そのため保育所分の上記の算式からは知的障害者援護施設措置者分が外れました。

平成16年度から保育所運営費が一般財源化されました。このことは単位費用額が増額することになりますが補正係数での補正はありません。ただ、前年までの算式には公私の区別はなかったのですが、平成16年度からは公立と私立に分けた算式になりました。

資料3-④

【平成27（2015）年度～平成29（2017）年度までの密度補正算式】

出所）H28年度地方交付税制度解説（補正係数・基準財政収入額篇）

（密度補正-1）＜施設型給付費（2・3号認定子ども）分＞

$$= \frac{1}{A \times 20,500} \times \left\{ \left(B公 \times \alpha公 - 549人 \times \frac{A}{100,000人} \right) \times 642,790円 \right. \\ \left. + \left(B私 \times \alpha私 - 1,318人 \times \frac{A}{100,000人} \right) \times 164,101円 \right\} \\ = \left(\frac{B公 \times \alpha公 \times 100}{A} - 0.549人 \right) \times 0.314 + \left(\frac{B私 \times \alpha私 \times 100}{A} - 1.318人 \right) \times 0.080$$

※ $\alpha公$ は $C1 \geq C2$ のときは $C1$ 、 $C1 < C2$ のときは $(C1 - C2) / 5 + C2$ とする。

$$C1 = \left\{ 1.6 \times \left(a \times b \times c + d \right) - 0.6 \times e \right\} \times 1.041$$

$$C2 = \frac{\beta公}{448,544} \quad \beta公 = \frac{(f-g) \times 12 \times 1.041}{h}$$

$$\alpha私 = \frac{\beta私}{143,372円} \quad \beta私 = \frac{(i-j) \times 12 \times 0.25}{k}$$

a	地域区分係数	c	定員区分係数
b	年齢区分係数	d	冷暖房加算係数
e	徴収額係数		
f	前年度公立保育所徴収額（平成15年10月分）		
g	前年度公立保育所支弁額（平成15年10月分）		
h	前年度公立保育所入所人員（平成15年10月分）		
i	前年度私立保育所徴収額（平成26年10月分）		
j	前年度私立保育所支弁額（平成26年10月分）		
k	前年度私立保育所入所人員数（平成26年10月分）		

算式の符合

A	測定単位の数値（人口）
B公	当該団体における公立保育施設在籍人員数（公立保育所財在籍人員数（2・3号認定子どもに限る）、公立幼保連携型認定こども園在籍人員数（2・3号認定子どもに限る）、公立認定こども園在籍人員数（追加分・2・3号認定子どもに限る）、公立保育施設（追加分）在籍人員数及び特別利用保育等に係る子どもの数の合計）
B私	当該団体における私立保育施設在籍人員数（私立保育所財在籍人員数及び私立認定こども園在籍人員数（2・3号認定子どもに限る）の合計）
C1	平成27年度単価差
C2	前年度（平成15年度）単価差
20,500	単位費用
100,000人	標準団体の人口
549人	標準団体の公立保育施設在籍人員数（単価差を加味せず設定）
642,790円	公立保育所施設に係る児童一人当たり単価
1,318人	標準団体の私立保育所施設在籍人員数（単価差を加味せず設定）
164,101円	私立保育施設に係る児童一人当たり単価
448,544円	前年度公立保育所入所人員保育単価
143,372円	前年度私立保育所入所人員保育単価
0.25	市町村負担率 2.5/10
1.041	私立保育施設に適用される「処遇改善等加算」に相当する乗率

＜前年度からの変更点＞

今まで「保育所分」という括りだったものが「施設型給付費（2・3号認定子ども）分」という括りに変わりました。保育所に加えて認定子ども園等が加わったということによるものです。また、この年、3歳児の保育士配置基準が15：1と改善されています。そのこともあって算式に地域区分係数、年齢区分係数、定員区分係数、冷暖房費加算係数が加わりました。これら4つの区分係数を破線で囲んでみました。この中の年齢区分係数は保育士の配置基準が大いに関係してきます。この年の配置基準は4歳以上児割合を1とし、3歳児割合を1.169、1・2歳児割合を2.437、0歳児割合を4.126となっています。

前年度の算式と大きく変わったのは $\alpha公$ です。前年度までの $\alpha公$ は保育所の費用と保護者負担金から生まれる単価差を算出していましたが、今年度からはそれに加えて3つの区分係数と冷暖房費加算係数による単価差も算出するようになりました。この $\alpha公$ には条件により、 $C1$ であったり $(C1 - C2) / 5 + C2$ であったりするので複雑になっています。加えて「処遇改善等」に相当する乗率も加わるので、より一層複雑になっています。

資料3-⑤

【平成30（2018）年度～令和元（2019）年度の密度補正算式】

出所）H28年度地方交付税制度解説（補正係数・基準財政収入額篇）

（密度補正-1）

＜施設型給付費（2・3号認定こども）分＞

$$= \frac{1}{A \times 23,400} \times \left\{ \left(B_{公} \times \alpha_{公} - 559人 \times \frac{A}{100,000人} \right) \times 770,589円 \right. \\ \left. + \left(B_{私} \times \alpha_{私} - 1,426人 \times \frac{A}{100,000人} \right) \times 192,647円 \right. \\ \left. + \left(B_{障} - 41人 \times \frac{A}{100,000人} \right) \times 1,509,000円 \right\} \\ = \left(\frac{B_{公} \times \alpha_{公} \times 100}{A} - 0.559人 \right) \times 0.329 + \left(\frac{B_{私} \times \alpha_{私} \times 100}{A} - 1.426人 \right) \times 0.082 \\ + \left(\frac{B_{障} \times 100}{A} - 0.041人 \right) \times 0.645$$

※ $\alpha_{公}$ は $C1 \geq C2$ のときは $C1$ 、 $C1 < C2$ のときは $(C1 - C2) \times 4/5 + C2$ とする。

$$C1 = 1.5 \times \left(\frac{a \times b \times c}{1.575} + d \right) - 0.5 \times e$$

$$C2 = \frac{\beta_{公}}{448,544 \times 1.008} \quad \beta_{公} = \frac{(f-g) \times 12 \times 1.041}{h}$$

$$\alpha_{私} = \frac{\beta_{私} \times 1.067}{191,152円} \quad \beta_{私} = \frac{(i-j) \times 12 \times 0.25}{k}$$

a	地域区分係数
b	年齢区分係数
c	定員区分係数
d	冷暖房加算係数
e	徴収額係数
f	平成15年度公立保育所支弁額（平成15年10月分）
g	平成15年度公立保育所徴収額（平成15年10月分）
h	平成15年度公立保育所入所人員（平成15年10月分）
i	前年度私立保育所等費用額（平成29年10月分）
j	前年度私立保育所等利用者負担額（平成29年10月分）
k	前年度私立保育所等在籍人員数（平成29年10月分）

算式の符合

A	測定単位の数値（人口）
B _公	当該団体の公立保育所2・3号在籍人員数（詳細は略）
B _私	当該団体の私立保育所2・3号在籍人員数（詳細は略）
B _障	当該団体における保育所等における障害児受入人員数（保育所及び認定子ども園（公立・私立）における受入障害児数の合計）
C1	平成30年度単価差
C2	平成15年度単価差（単価伸び率による調整後）
23,400円	単位費用
100,000人	標準団体の人口
559人	標準団体の公立保育施設在籍人員数（単価差を加味せず設定）
770,589円	公立保育所施設に係る児童一人当たり単価
1,426人	標準団体の私立保育所施設在籍人員数（単価差を加味せず設定）
192,647円	私立保育施設に係る児童一人当たり単価
41人	標準団体の保育所等における受入障害児数
1,509,000円	障害児保育に要する受入障害児一人当たり単価
1.575	a×b×cの全国平均値
448,544円	平成15年度公立保育所保育単価
1.008	単価伸び率（平成30年度公立単価／平成29年度公立単価）
1.041	私立保育施設に適用される「処遇改善等加算」に相当する乗率
191,152円	前年度私立保育施設保育単価
1.067	私立保育施設に係る調整率（単位費用計上額相当への合わせ付け率）
0.25	市町村負担率 2.5/10

＜前年度からの変更点＞

この年から実際の障害児数での地方交付税措置が行われるようになりました。算式は前年までは公立と私立の保育所入所児数で算出していたものに、受入障害児数での算出もプラスしての算式にかわりました。上記の算式の中では、破線で囲った部分です。

そのため、人口10万人の標準団体の保育所への受入児童数は41人、障害児保育に要する受入障害児1人当たり単価は1,509,000円と算式の符合の中で明示されるようになりました。

また、この年から障害児の算定対象が軽度障害まで広がりました。

資料3-⑥

【令和2（2020）年度～の密度補正算式】

出所）R2年度地方交付税制度解説（補正係数・基準財政収入額篇）

（密度補正-1） <施設型給付費（2・3号認定子ども）分>

$$\begin{aligned}
 &= \frac{1}{A \times 26,500} \times \left\{ \left(B_{公1} \times \alpha_{公1} - 204人 \times \frac{A}{100,000人} \right) \times 1,446,721円 \right. \\
 &\quad + \left(B_{公2} \times \alpha_{公2} - 402人 \times \frac{A}{100,000人} \right) \times 656,481円 \\
 &\quad + \left(B_{私1} \times \alpha_{私1} - 605人 \times \frac{A}{100,000人} \right) \times 361,680円 \\
 &\quad + \left(B_{私2} \times \alpha_{私2} - 893人 \times \frac{A}{100,000人} \right) \times 164,120円 \\
 &\quad \left. + \left(B_{障+C障} - 41人 \times \frac{A}{100,000人} \right) \times 1,509,000円 \right\} \\
 &= \left(\frac{B_{公1} \times \alpha_{公1} \times 100}{A} - 0.204人 \right) \times 0.546 + \left(\frac{B_{公2} \times \alpha_{公2} \times 100}{A} - 0.402人 \right) \times 0.248 \\
 &\quad + \left(\frac{B_{私1} \times \alpha_{私1} \times 100}{A} - 0.605人 \right) \times 0.136 + \left(\frac{B_{私2} \times \alpha_{私2} \times 100}{A} - 0.893人 \right) \times 0.062 \\
 &\quad + \left(\frac{(B_{障+C障}) \times 100}{A} - 0.041人 \right) \times 0.569
 \end{aligned}$$

$$\alpha_{公1} = 1.3 \times \left(\frac{a \times b1 \times c}{1.040} + d1 \right) - 0.3 \times e$$

$$\alpha_{公2} = \frac{a \times b2 \times c}{1.015} + d2$$

$$\alpha_{私1} = \frac{\beta_{私1}}{333,482円} \quad \beta_{私1} = \frac{(i-j) \times 12 \times 0.25}{k1}$$

$$\alpha_{私2} = \frac{\beta_{私2}}{178,235円} \quad \beta_{私2} = \frac{12 \times 12 \times 0.25}{k2}$$

a	地域区分係数	c	定員区分係数
b	年齢区分係数	d1	冷暖房加算係数(3号認定)
e	徴収額係数	d2	冷暖房加算係数(2号認定)
f	前年度公立保育所等在籍人員数(3号認定)		
g	3号認定階層別公立保育所等在籍人員数		
h	3号認定階層別1子・2子別徴収額		
i1	前年度私立保育所等費用額		
i2	前年度私立保育所等費用額		
j	前年度私立保育所等利用負担額		
k1	前年度私立保育所等在籍人員数		
k2	前年度私立保育所等在籍人員数		

算式の符合

A	測定単位の数値（人口）
B公1	当該団体の公立保育所3号認定子ども在籍人員数
B公2	当該団体の公立保育所2号認定子ども在籍人員数
B私1	当該団体の私立保育所3号認定子ども在籍人員数
B私2	当該団体の私立保育所2号認定子ども在籍人員数
B障	当該団体の保育所障害児受入人数（但し書きが入る）
C障	当該団体の公立幼稚園型子ども認定園の障害児受入人員数（但し書きが入る）
26,500円	単位費用
204人	標準団体に算入されている保育所在籍人員数
100,000人	標準団体の人口
1,446,721円	公立保育所施設に係る児童一人当たり単価（3号認定子ども）
402人	標準団体の公立保育所施設在籍人員数（2号認定子ども）
656,481円	公立保育所施設に係る児童一人当たり単価（3号認定子ども）
605人	標準団体の私立保育所施設在籍人員数（3号認定子ども）
361,680円	私立保育所施設に係る児童一人当たり単価（3号認定子ども）
893人	標準団体の公立保育所施設在籍人員数（2号認定子ども）
164,120円	私立保育所施設に係る児童一人当たり単価（2号認定子ども）
41人	標準団体の保育所等における受入障害児数
1,509,000円	障害児保育に要する受入障害児一人当たり単価
1.040	a × b1 × cの全国平均値
1.015	a × b2 × cの全国平均値
333,482円	前年度私立保育所施設保育単価（満3歳未満子どもに係る額）
178,235円	前年度私立保育所施設保育単価（満3歳以上子どもに係る額）
0.25	市町村負担率 2.5/10

＜前年度からの変更点＞

保育所関係の算式は公立と私立の保育所入所児童数と障害児受入児童数の3つの式から構成されていましたが、公立私立保育所共に3号認定と2号認定に分けての算式となりました。

障害に関しては3号、2号の仕分けはありませんが、公立の幼稚園型認定子ども及び公立の地方裁量型認定子ども園並びに特別利用保育等に係る障害児受入人員数も入るようになりました。

なお、この年から「受入障害児数」と「加配対象受入障害児数×2」とを比較して、少ない方を受入障害児数とする但し書きが入ることになりました。